

議案第17号

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

令和3年3月30日

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正 泰

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則（平成26年豊橋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（事務職員） 第23条（略） 2（略） 3 事務職員の職名及びその職務は、次のとおりとする。			（事務職員） 第23条（略） 2（略） 3 事務職員の職名及びその職務は、次のとおりとする。		
区分	職名	職務	区分	職名	職務
事務 職員	（略）		事務 職員	（略）	
	主任	上司の命を受け、事務を <u>つかさどり、一部の事務 を整理する。</u>		主任	上司の命を受け、事務を <u>つかさどる。</u>
	主事	上司の命を受け、事務を <u>つかさどる。</u>		主事	上司の命を受け、事務に <u>従事する。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。